

行事鈔六十家攷(二)

佐 藤 達 玄

(1) 唐揚州慧照寺省躬律師

前号(駒沢大学仏教学部研究紀要第三十五号)において行事鈔六十家のうち、周律師門下の十六家までのべたので、小論では道恒律師門下より考察を加えることとする。

(三) 道恒律師門下

道恒律師については前号でのべたように、八世紀の前半に蘇州開元寺における戒律の権威者の存在であつて、その門下行事鈔の研究家九師を打出している。凝然の「律宗瓊鑑章」に

第四祖揚州惠照寺省躬律師、從_三恒律師受_三學律藏。作_二順正記解_一釈律鈔。彼同門有_三常進律師_{通玄}、乾素律師_{作記}、曇慶律師_{作記}、志鴻律師_{搜玄錄二十卷}、清徹律師_{後堂記主亦名集記}、曇清律師_{願宗記主}、廣雄律師_{亦作記解}、智確律師_{十卷作記}、並稟_二道恒_一研_二詳宗旨_一。といつてある。以下一覽表に掲げた順序にしたがつてのべよう。

いる。この「分輕重物儀」について贊寧は、

沿三襲十三章門、条例外加三近世現有物之重輕。頗為要用。⁽⁵⁾

といつてゐるから、この著述は世間から重視されたことが知られる。門人には互文等若干の者がいるが、得法の上首とされた慧正律師は、京兆西明寺に住して律宗の伝統宗学を振興したと伝えている。

(2) 唐通玄寺常進律師

伝は「律苑僧宝伝」卷七にみえる。出身地は不詳であるが、蘇州開元寺の道恒律師に師事して博く律書を究め、とくに「行事鈔」に精通した。かつて道宣の師慧顥の住んでいた蘇州通玄寺に出世して、毘尼を敷弘したというから、かれの著「行事鈔通玄記」は、通玄寺における講律の内容を記したものであることが知られる。

(3) 唐 乾素律師

「律苑僧宝伝」卷七に簡単な伝がみえる。姓字未詳で、開元寺道恒律師より律を学び、諸部の毘尼に精通して遺すところがなかつたといふ。「行事鈔記」六巻の著があるというのみで、詳細なことは分らない。

(4) 唐 曇慶律師

「律苑僧宝伝」卷七に簡単な伝がみえる。曇慶も道恒律師から戒律を学び、衆部に精通したがとくに四分律を専攻し、戒律研究者の中心的存在として講授につとめ、「行事鈔記」

四巻を著わした。

(5) 唐吳郡双林寺志鴻律師

「宋高僧伝」卷十五、「六學僧伝」卷十八、「僧伝排韻」卷一、「律苑僧宝伝」卷六に伝がみえる。志鴻は湖州（浙江省）長城の酒の名産地として知られる下若（浙江省長興県）の出身で、石門（江蘇省無錫県惠山、白雲洞前）の響寺、即ち梁の静林寺で出家受具してから都へ往き、道恒律師を中心とする熱心な戒律研究グループの一員として綿密な研究を行つていた。

そのころ曇清は「行事鈔顯宗記」、省躬は「行事鈔順正記」を著わして、「行事鈔」の権威者と目されていた。しかし志鴻の眼からみれば、

〔⁽⁶⁾慷慨先德釈三南山鈔〕、商略不均、否臧無准。捕蟬忘後、補袞不完。

といわざるを得ないものであつた。そこで志鴻は大慈・靈騁以下四十余師の記鈔の玄旨を残らず整理して、「搜玄錄」二十巻を著わしたといつてゐる。この「搜玄錄」が世に出るや、大曆中（七六六—七七九）、華嚴の疏主澄觀は「搜玄錄」の巻首に左記のような序を寄せて賞讃の辞をおしまなかつた。

終南山四分律鈔搜玄錄序

京師大興唐寺沙門釈澄觀

尸羅曰淨戒、所以懲惡励行。剋志貞節。淨無珠璧之玷。明有日月之照。開一極之平地。護万德之崇墉也。自仏日西沉。茲風東吹。御七衆以廻建。應四依之挺生者。宣公当之矣。德動人天。學精內

外。□□部之分派。陶均一源。提三藏之宏綱。垂範千□。文簡理詣。義円事彰。得其門者。正覺如在。然把流申釈者。各尽其所之耳。未五百歲有姑蘇志鴻律師。乃宣門之輔嗣也。義自天仮。文資學成。慨衆釈之詞枝。傷簡易之理翳。有斯錄焉。削謬瑩真。索幽致遠。燭之以誠例。鏡之以明文。索規賢規猷。載採載演。妄雲披於智月。義天淨於文星。搜揚古今。成一家之美。終南之風未泯。吳江之作長流矣。因造余門。進夫玄趣。得探墳佳致見乎深哀。輒題數行。以旌厥美。冀其後學知宗源之有歸焉。⁽⁷⁾

さて、志鴻は「搜玄錄」の具名を「搜玄錄解四分律刪繁補闕行事鈔錄」とい、そこに引用した諸師を挙げて次のようにいっている。

然文中所引。皆顯其名。解義不虛。事成馮拏。智首律師鈔主取受。羯磨戒心輕重儀鍾樣戒壇經。並鈔主自撰。西明寺慈律師有記。文中云慈及西云者。並是蒲州融濟律師。泉州道深律師。南泉寺景律師。荊州彙勝律師。文云當陽者。是湖州琳律師。大善寺海律師。崇聖寺靈尊律師。光嚴寺崇福律師。越州法花寺儼律師。文云輔篇者。是杭州花嚴寺大覺律師。杭州靈隱寺弁常律師。常州興寧寺義宣律師。文云折中者。是杭州天竺寺義威律師。引云靈山及天竺者。是蘇州報恩寺興律師。引云支硎者。是越州開元寺曇一律師。引云發心者。是又立律師。潤州三昧王寺懷倩律師。引云集正及三昧王者。是杭州双林寺清嚴律師。引云富陽者。是潤州慈和寺朗然律師。引云慈和者。是蘇州開元寺道恒律師。自余或此文載下引義中。便出名位。或有見義而不得名。但錄其義而闕其名。上拏有鈔記。流行於世。自余耳目未瞻者。莫知其數。依名引義。則表戒律相承耳。⁽⁸⁾

志鴻は搜玄錄を撰述するに当つて、「宋高僧伝」が四十余師の記鈔の玄旨を残らず整理して収録したと伝えているよう。志鴻は諸説を引用する場合、誰の学説かを明示する手法をとつていることは、「行事鈔」研究者に多大の便宜を与えるものであると共に、志鴻の学的良心と律師としての冗帳面さが窺えるのである。

搜玄錄は当初二十巻あつたようであるが、現存するものは、二十巻の中、四冊のみである。それは卷一・卷二と、残冊の部分を二巻に数えている。卷一と卷二は、道宣の「行事鈔」の卷上「標宗顯德篇」第一から「集僧通局篇」第二まで及んでいるが、卷二は「集僧通局篇」第二の「自然界分齊」中の蘭若界の説明で終つている。また残冊の部分は「行事鈔」の「結界方法篇」第六、「安居策修篇」第十一、「自恣宗要篇」第十二と、その後に附加されている「迦縫那衣法」にふれている。「迦縫那衣法」についてさらに「行事鈔」の「隨戒釈相篇」第十四の四波羅夷の「盜人物中」の註釈から始めて、殺戒・妄語戒に至り、更に僧殘法の第三麁語戒を簡単に説明して終つている。

以上が現存する「搜玄錄」の内容であるが、道宣が懇切丁寧に説明しているのに反し、志鴻のそれは極めて大雑把で簡単すぎるきらいがある。それゆえ「宋高僧伝」の著者贊寧も志鴻の著作を批評して、

然其解判不レ無所レ長、其如ニ科節繁碎ニ是其短也。⁽⁹⁾

といつてゐるのは、よくその特色を言い当ててているといえよう。志鴻は百八歳まで弘律に努め長寿大師とよばれたというが、生卒年代は不明である。

(6) 唐鍾陵龍興寺清徹律師

「宋高僧伝」卷十六と「律苑僧宝伝」卷七に伝がみえる。伝によると清徹は律肆を周遊して戒律を学んでいたが、常師がなかつた。たまたま道恒律師が蘇州の開元寺で化を開いていると聞き、かれに師事した。憲宗の元和八年（八一三）中に、戒律研究を志し「鳩聚諸家要當之説」⁽¹⁰⁾すること十年、ようやく「行事鈔」を註解した「行事鈔集義記」二十巻を著わしたのである。贊寧当時の予章（江西省）、武昌（湖北省）、晋陵（江蘇省）の講士は、多くこの「集義記」を学び、つねにこの記をみて南山律宗を繁広したと伝えているから、その内容は当時の学界の最高水準をゆくものであつたと思われる。

(7) 唐衡嶽寺曇清律師

「宋高僧伝」卷十五、「六學僧伝」卷二十、「僧伝排韻」卷二十三、「律苑僧宝伝」卷七に伝がみえるが、曇清の出身地は不明である。幼少の頃から容姿端正、笈を負つて吳の北院の道恒律師の会下で省躬と学び、のち南嶽に留まって徒衆を化導した。伝記はその頃の曇清の戒律解釈のすぐれていた一面を次のようにのべている。

適会元和中（八〇六—八二〇）、閩州竜興寺結界。時義嵩講ニ（懷）素新疏傑出輩流。因云、僧祇律云、齊ニ七樹相去。爾所レ作羯磨者名ニ善作羯磨。準レ此四面皆取ニ六十三步ニ等。如レ是自然界約令レ作ニ法界上僧。須ニ尽集時ニ清遂広微難。

この一件が州・省を経て上聴に達し、両街に詔りして南山等の三宗の会合によつて、新旧二疏を定奪取捨せしめた。その結果は、両街の伝律大徳の言によると、曇清の主張が正しかつたということである。かれの著「行事鈔頭宗記」の書名に、曇清の戒律の正しい解釈を天下に顕揚しようとする意図が托されていると解することができる。かれの著が普及したもの、このような背景があつたからに外ならない。

(8) 唐 広雄律師

「律苑僧宝伝」卷七にわずか三行にわたる簡単な伝があるのみである。族里不詳。夙に明智を発し、登壇受具の後、道恒律師より受学し戒律に精通したことで名を顯わし、「行事鈔記」若干巻を著わしたと伝えるのみである。

(9) 唐 智瓘律師

智瓘の伝も「律苑僧宝伝」卷七にわずか三行記すのみである。道恒律師に受学して諸部の毘尼を涉獵したが、四分律に最も精熟しその立場から著わしたものが「行事鈔記」十巻であるといつてゐる。

以上九名の明律僧はいずれも江蘇省蘇州の開元寺を中心

に、「行事鈔」の研究を盛んならしめたのであって、判名しているかれらの居住地だけでも江蘇省の揚州、浙江省の衡山、江西省の鍾陵を中心に弘律活動を展開させたのである。そしてかれらの正法護持の精神は江西省の予章、湖北省の武昌、江蘇省の晋陵の教団、更に西方の四川省の閬州まで、道宣の戒学を普及せしめたことが指摘できる。

〔註〕

- (1) 律宗瓊鑑章（大日本佛教全書卷一〇五・一〇一一一頁）
- (2) 道端良秀「唐代佛教史の研究」四一頁
- (3) 宋高僧云卷十五（大正五〇・八〇二頁中）
- (4) 同卷十五（大正五〇・八〇二頁下）
- (5) 同上
- (6) 同卷十五（大正五〇・八〇一頁下）
- (7) 四分律搜玄錄卷一・一三五頁上（大日本統藏經第一輯第九五
套第二冊）
- (8) 同卷一・一三六頁上（同上）
- (9) 宋高僧伝卷十五（大正五〇・八〇一頁下）
- (10) 同卷十六（大正五〇・八〇六頁下）
- (11) 同卷十五（大正五〇・八〇四頁中）

(四) 豆文律師門下

豆文律師とその系統について「律宗瓊鑑章」は、

第五祖惠正律師、隨三事省躬研究演暢。彼同門有良擁（異本確）、互文二英。発軫宗部講通不倦。互文授之徳円律師解釈律仲平

律師鈔記亦作丹甫律師鈔記也。徳円授之全礼律師記主長水1也。

とのべているが、豆文の伝は僧伝等に見ることができない。豆文の門下としては徳円・仲平・丹甫・全礼の四師を挙げることができる。

(1) 唐 徳円律師

「律苑僧宝伝」卷七に簡単な伝がみえる。氏族未詳。豆文律師の弟子として秀州（浙江省嘉興県治）で講律に活躍し、丹甫と法門伯仲したと伝えている。円具の後、学に志して博く経律を究め、最も四分律に通じた。かれには「行事鈔記」の著があり、得法の弟子に全礼がいる。

(2) 後梁全礼律師

「律苑僧宝伝」卷八に前者同様の簡単な伝がある。全礼は徳円の弟子で毘尼に通じ、その学識が傑出していたので、道俗より慕われたといふ。「行事鈔長水記」の著があることからみて、おそらく長水（河南者廬氏県東南）での講律内容を記したものであろうと思われる。

(3) 唐 仲平律師

「律苑僧宝伝」卷七にわずか二行の伝があるのみである。出身地不詳。豆文律師より戒律を学び、持犯開遮について疑惑するところがなかつたといふ。湖州（浙江省吳興県）で講律に専念し、教界より重視されたと伝えている。

(4) 唐越州開元寺丹甫律師

「宋高僧伝」卷十六、「六学僧伝」卷二十三、「僧伝排韻」卷三十六、「律苑僧宝伝」卷七に伝がある。姓氏郷里は不詳。受具の後、亘文律師より戒律を学び、その綿密な宗義の研究態度と、厳正な持戒持律の生活は多くの共鳴者をえ、かれの唱導に従う者は玄金の磁石に吸付くようなものであつたといつてある。かれが講律に努めた越州（浙江省紹興県治）の地は、曇一や玄儼以後、律学のよき後繼者がいなかつたから、威儀嚴正な丹甫の名声は前人をしのぐものがあつた。このようない時に、会稽（浙江省紹興県東南・茅山・衡山ともいう）の開元寺に住していた允文（八〇五—八八二）は、越州の嘉祥寺（開成元年—八三六）静林寺（会昌三年—八四三）、大善寺（？）で相部宗の教學法礪疏を二十七座、大經を二十五座も講じて相部宗を盛行させていた。だが丹甫の講律活動はよく相部律の勢力を圧倒して、南山律復興の基を開いたのであつた。咸通（八六〇—八七四）の末に、かれの弟子智章が師の戒学を伝講し、贊寧の当時までその法嗣が活躍していたと伝えている。かれには「行事鈔記」の著がある。

つて慧正律師の法席に止住するようになつた。都での研究業績が認められて頭角を現わすようになり、京城三学大徳になつてから講律によつて名を顯わしたのである。会昌五年（八四五）武帝が廢仏を断行したとき、両街僧録の靈宴・弁章は玄暢を上首として上表論諫して「歴代帝王録」を著わし、奏申ししたが納れられなかつた。宣宗の大中年間（八四七—八六〇）に復仏許可されるや、玄暢は入内して法要を挙揚し、その功によつて内外臨壇大徳に任せられた。咸通年間（八六〇—八七四）懿宗は玄暢の徳を欽い、多くの賜物を贈つた。玄暢が追福院の首領や、總持寺の都維那、尋いで上座に署せられたのもこの頃のことであろう。玄暢がこのように中央に抜擢されて僧官に任命されたのも、おそらくかれの親友であつた尚書礼部侍郎崔沆⁽¹⁾の推挙によるものと思われる。玄暢の講律が六十座も行われたといふから、明律僧としてのかれの存在は道宣教学の普及と共に、長安佛教界に大きな影響を及ぼしたことは必定で、「度法者数千人」⁽²⁾というが、法寶大師の号を賜わつたことでも、これが実証されよう。かれが道宣教学の正系を継ぐといふ信念から、自分の著書に「行事鈔顯正記」（十卷）と名づけたものと思われる。この外にも「科六帖名義図」三卷、「三宝五運」三卷の著がある。「律苑僧宝伝」は、かれの法を嗣ぐ者として元表・慧柔の名を挙げているが、玄暢の系統で六十家に属する者に、つぎの項でのべる元表・慧

則を挙げなければならない。

(2) 唐 徒志律師

「律苑僧宝伝」卷七に簡単な伝がみえるのみである。姓氏・住地不詳。西明寺慧正律師の門人として律藏に精通し、一字も疑問な点がなかつたというから、その理解のほどがいかに深かつたかが察せられよう。研究と講律に多忙を極め、道俗で敬仰しない者はなかつたという。受法の弟子に玄礪・彦偁（後梁蘇州破山興福寺）がいる。著書として「行事鈔繼宗記」若干巻があると伝えられる。

玄暢・徒志が止住した西明寺は、法相・律・華嚴・禪・密教の諸大徳が止住していた関係で、諸種の教學が居ながらにして学べたから、まさに仏教研究の中心地的觀があつた。まして道宣ゆかりの寺として律關係の教籍類が多く所蔵されていたといふ条件も手伝つて、玄暢・徒志は慧正律師の指導のもとに律学の蘊奥を極め、「行事鈔」研究を大成することができたのである。

〔註〕

(1) 旧唐書卷一六三。新唐書卷一六〇。

(2) 宋高僧伝卷十七（大正五〇・八一八頁中）

(3) 小野勝年「長安の西明寺と入唐求法僧」（仏教史学研究第十七卷第二号）参照。

(六) 玄暢律師門下

凝然は「律宗瓊鑑章」の中で、

第七祖越州元表律師、稟律法寶著₁鈔義記五卷。彼同門有₂惠則律師、作₃集要記十二卷₁解₂釈律鈔₃。

といい、「律苑僧寶伝」も同様である。だが「宋高僧伝」卷十六の慧則伝の末尾に付伝として元表の簡単な伝が記されているにすぎない。贊寧の記述に従えば、元表は慧則と同時代の後輩という意味で理解するのが正しいと思うが、元表の生卒年代が不明なため、ここでは凝然説に従つてのべることにする。

(1) 後梁越州大善寺元表律師

元表の伝は「宋高僧伝」卷十六、「六學僧伝」卷十八、「僧伝排韻」卷四十六、「律苑僧寶伝」卷八にみえる。姓氏未詳。元表の人柄や学問傾向について

高義解₁從習₂毘尼。兼勤₃外學、書史・方術無₄不₅該覽。₂

といつてある。早くから長安の西明寺における玄暢の講肆に列なつて戒律を学んでいた。たまたま広明年中（八八〇—八八一）に勃発した動乱——黄巢の乱——に遭い、江表に難を避けて越州の大善寺で「南山律鈔」を講じた。この越州はすでにのべたように、丹甫の講律によつて南山律普及の中心地であつた処から、元表の講律に諸郡の戒律研究者は雲集したと

いう。しかしこのことは、南山律の権威者としての元表の学識や人柄がいかに高く評価されていたかが知られるであろう。僧伝はかれの講律の模様を描写して「毎_レ揮_ニ塵柄_ハ、聽者忘_レ疲₃」といふから、その講律ぶりは長広舌によつて聴衆を酔いしげれさすに十分な名講義であつたといえよう。元表には「行事鈔義記」五卷の著があり、監水闍梨と号した。得法の門人に守言・清福等若干人がいる。

(2) 後梁西明寺慧則律師

慧則の伝は「宋高僧伝」卷十六、「六學僧伝」卷二十、「僧伝排韻」卷九十九、「律苑僧寶伝」卷八にみえる。このうち慧則を梁（宋高僧伝）又は後梁（律苑僧寶伝）の人とするが、

慧則が示寂した前年（天祐四年—九〇七）に唐が滅亡して、後梁と改元されているから、かれは殆んど唐代にその生涯を送った人である。伝によれば吳郡崑山（江蘇省）の出身で、南山律宗の第七祖の元表と同門である。大中七年（八五三）、十九歳にて長安の西明寺で出家し、同十四年（八六〇）二十六歳のとき玄暢の法席で覆講し、この年勅により備員大德に補せられた。咸通三年（八六二）二十八歳のとき、崇福寺で「俱舍論」、「喪服儀」、「出三界図」一卷を講じ、同七年（八六六）三十二歳で、師の玄暢に代つて祖院で講律するほどになり、同十五年（八七四）四十歳で臨壇正員に勅署され、名実共に律の權威者として仏教界に頭角を現わすに至つた。

広明元年（八八〇）、唐朝の滅亡の原因となつた黃巢の乱で、関中は不安のどん底に陥つたため、華州の下邽（陝西省渭南県東北五十里）に避難した。ついで中和二年（八八二）に淮南に至り、高公駢⁽⁴⁾に召されて法雲寺に止宿し、講律に専念した。やがて講律も罷り吳に還るに際し、刺史楊公の慰留を斥けて天台山国清寺に掛搭した。

乾寧元年（八九五）、明州（浙江省鄞県東）の育王寺⁽⁵⁾に往き

「塔記」一巻、「行事鈔集要記」十二巻を撰述した。五代吳越国の開祖、武肅王錢氏は慧則に命じて越州で臨壇授戒せしめた。かれは「大藏經」を閲覧すること一一遍、「四分律鈔」を講ずること七十遍、「俱舍」・「喪儀」・「論語」は各數遍というから、明律僧として講律を中心に幅広い活動に専念したこと

は明らかである。入室の弟子の中で希覚が最も優れていた。

以上のように元表・慧則二律師の活躍時代は、唐の滅亡を招いた黃巢の乱前後の社会不安の際中のこととて、長安での戒律研究や講律も思うようにできなかつたため、止むなく南

遷し、元表は越州へ、慧則は下邽—淮南—天台山—明州—越州と転々し、各地で正法護持のために戒律を講じたものと思われる。「律苑僧宝伝」の慧則伝に「贊日」として「開元一公講三刪補鈔二十余会、招隱然公二十八会、則公今七十余会。其用意勤矣」とい、「行事鈔」の講義が時代を下るにつれて重視されていたことが推測できよう。

〔註〕

(1) 律宗瓊鑑章（大日本佛教全書卷一〇五・十一頁）

(2) 宋高僧伝卷十六（大正五〇・八〇九頁中）

(3) 同上

(4) 旧唐書卷一八二、新唐書卷二二四下

(5) 律苑僧宝伝卷八、慧則伝には、この外に「三界圖一卷」の著があつたと記している。（大日本佛教全書卷一〇五・九四頁上）

(七) 慧則律師門下

凝然は「律宗瓊鑑章」に、

慧則授⁽¹⁾之惠密律師^{記主}、徽猷律師^{龜鏡}、希覺律師^{增暉}。並是神解絕倫者也。

といって、慧則は四分律宗の伝統教学を慧密・徽猷・希覺の三律師に伝授したと伝えている。以下この凝然説に従つてのべよう。

(1) 後梁慧密律師

「律苑僧宝伝」卷八に伝があるのみで、出身地や生卒年代は詳らかでない。その人となりは聰敏強識で同輩より傑出した存在であつた。慧則より戒律を学び、研究の労苦も厭わず、とくに「行事鈔」の研究においては細部にまで精密に行なつた。爾來、講律によつて教界に雄名を走せるに至つた。このため出家者でかれの化導を被らない者はなかつたという。同

学の士は多いが、弘制・從海・宗約・清遠などが知られている。かれには「行事鈔上元記」の著があるが、その書名から推測すれば、かれの講律は後梁（九〇七—九二三）時代に上元（江蘇省江寧県）の地で行なわれたのであって、そこでの著述であると思われる。

(2) 後梁徵猷律師

「律苑僧宝伝」卷八に伝がみえるのみであり、氏族生縁は詳らかでない。慧則律師に受学し、南山律宗の宗旨を統理したことにより、戒律研究者の間では注目された存在であった。かつて江西（長江中流の南岸の地）に律幢を建てたところ、四方より学徒が笈を負って集まり、教えを請うたという。かれの著「行事鈔亀鏡記」の「亀鏡」の二字が示すように、かれの行事鈔の解釈が当時の模範であると自負するほどの名著であつたことが窺われるし、またそうした名著であつたからこそ「学者争伝ニ習之」したのであろう。

(3) 漢錢塘千仏寺希覚律師

希覚の伝は「宋高僧伝」卷十六、「六學僧伝」卷二十三、「僧伝排韻」卷九十、「律苑僧宝伝」卷八にみえるが、生卒年代は詳らかでない。希覚は陽溧（江蘇省宜興県の西）の儒墨の家系に生まれた。唐末の黃巢の乱で家財を剽掠されてから貧困にあえぎ、給士中羅隱の家に筆耕として雇われたこともあつた。二十五歳の時、立身出世もみな一期のみであると歎

じ、文德元年（八八八）温州（浙江省永嘉県）の開元寺で出家した。竜紀元年（八八九）に受戒してより律部を学習し始めた。その頃たまたま広明中（八八〇—八八一）の閩中の喪乱に遭つて、難を江南に避け、天台山に掛錫していた西明寺の慧則律師より、戒学の指導を受ける機会をえた。

かつて慧則律師が「行事鈔集要記」を著わして南山鈔を解釈したが、それは希覚の意を満たすものではなかつた。その理由として「古德妄相穿鑿、各競三師門、流石忘⁽²⁾返」れたものであると批判した。そこで希覚は自分の著述こそ中道の輝きを広めるものであり、師慧則の「集要記」の日月を増すものであるという信念に基づいて、「行事鈔增暉錄」を著わして世に問うたのであつた。それは二十巻に及ぶ大著で「浙之東西盛行⁽³⁾斯錄」と伝えていたから、学的価値の高かつたことが知られよう。

慧則律師の没後、希覚が永嘉（浙江省永嘉県）で講律に専念していたころ、武肅王錢氏の季弟鏗が永嘉郡の地方長官であつて、厚い皈依をうることができた。ところが希覚は愚僧に誣愬される事件があつたが、釈されて取調べは受けなかつた。この事件の後、希覚は杭（浙江省杭州）の大錢寺に徙つた。時に文穆王は千仏寺を造つて希覚を寺主として迎え、私署して文光大師号を贈るなどして厚遇すると、その名声によつて四方の学者は走せ集まつたと伝えている。

儒墨の家に生まれた希覚には、中国の伝統思想が強く影響していた。贊寧はこの点について、

覓外学偏、長_ニ有易道、著_ニ会釈記二十卷。解_レ易至_ニ上下繫及末文甚備。常為_レ人數_ニ演此經。付_ニ授于都僧正贊寧。⁽⁵⁾

といつて、希覚から易經を付授されたことを告白している。とにかく希覚の学究的な探求心は老境に至るも衰えをみせず、八十一歳でなお書籍の異本を抄写して倦むことがなかつた。希覚には前掲の著書の外に「擬江東讖書」五巻、「雜詩賦」十五巻、「注林鼎金陵懷古百韻詩」、「雜體四十章」がある。

上述のように慧則門下の講律活動は主として浙江省・江蘇省より江西の地にかけて展開され、それぞれの律師が自己の著作に絶対的な自信をもつていたことが書名より推察できる。慧則を中心とする門弟達の「行事鈔」研究が、他の追随を許さぬものがあつたようである。

〔註〕
(1) 律宗瓊鑑章(大日本佛教全書卷一〇五・十一頁)
(2) 宋高僧伝卷十六(大正五〇・八一〇頁中)
(3) 同上(大正五〇・八一〇頁下)

(4) 宋高僧伝卷十六は「杭」とするが、「律苑僧宝伝」卷八は「錢唐」とす。

(5) 宋高僧伝卷十六(大正五〇・八一〇頁下)

(八) 守言律師門下

凝然は「律宗瓊鑑章」で、

第八祖守言律師、稟_ニ法元表_ニ研_ニ尋宗旨。第九祖杭州無外律師、隨_ニ事守言_ニ習_ニ學律藏。彼同門有_ニ景霄律師_ニ簡正記、德殷律師_ニ手鏡並承_ニ守言_ニ詳_ニ覈律部_ニ記主_ニ十七卷。

といつて、守言の学系に無外・景霄・徳殷の三律師を挙げているから、以下凝然説にしたがつてのべよう。

まず最初に、守言律師の伝については「律苑僧宝伝」卷八が掲げるのみで、他の僧伝類にはみられない。

守言の出身地や生卒年代は詳らかでないが、生まれつき賢明ですぐれた器量を持っていた。出家後、元表が法寶大師玄暢の戒学を大善寺で唱導していることを聞いて往き、ついに法門を附属させて弟子となつた。南山道宣八世の孫に当る。諸律部を研讀し、丹丘(浙江省寧海県南九十里)で道宣の宗旨を開闡して学人を誘導した。「諸方仰_レ之如_ニ泰山北斗_ニ⁽²⁾」であつたというから、その人柄や学識は丹丘佛教界隨一であつたといえよう。

「律苑僧宝伝」は守言の門人として、無外・景霄・徳殷・希迪・激輝・弘敬・希玄の七名を挙げているが、前掲の「律宗瓊鑑章」ではこの七名中、無外・景霄・徳殷の三名を挙げている。とにかくこれら守言の門人たちは、みな守言の教學

の伝統を継承しつつ、南山律を後唐の仏教界に普及させたことを伝えている。

(1) 後唐無外律師

「律苑僧宝伝」卷八に簡単な伝がある。生卒年代や止住した寺も詳らかでない。杭州出身の無外は、生まれつき聰明で機悟抜群であった。丹丘の守言律師に親炙すること久しく、律宗の教典に心を潜めて、その深理を探った。そしてとくに「行事鈔」に精通し、守言の後を継いで宗風を興隆させたので、僧たちは喜び従つた。受法の者に法榮・蘊琮・觀復・処洪・彥珍等があり、いずれも戒律研究者として著名であったと伝えている。無外は「持犯四果章記」を著わして行事鈔研究の成果を世に問うた。南山律宗の第九祖である。

(2) 後唐杭州真身宝塔寺景霄律師

「宋高僧伝」卷十六、「六学僧伝」卷二十三、「僧伝排韻」卷十七、「律苑僧宝伝」卷八に伝があるが、生卒年代は定かない。伝によると景霄は丹丘の出身で、始め越州の大善寺で「南山律鈔」を講じていた元表律師について学んでいたが、そのころ郷里の丹丘で、守言闍梨が化導していることを知り、慕つてかれに随從するようになつた。その後さらに金華の東白山（浙江省東陽県東北八十里にあり、太白山ともいう）で初学者を奨訓していた。時に「行事鈔龜鏡記」を著わした江西の徽猷律師は、博学を誇り意氣盛んで、学僧たちを統率し

て景霄の寺に趣いた。そのとき景霄は講律の際中で、「行事鈔持犯方軌篇」に関する講義はすばらしく再三歎賞するほどであった。これより景霄の声価は教界に高まつたといわれる。

景霄は武肅王錢氏に召されて臨安（浙江省杭州市）の竹林寺に住し、更に天成二年（九二七）北塔寺に赴いて臨壇授戒し、杭州の真身宝塔寺で示寂した。乾寧二年（八九五）に「行事鈔簡正記」二十卷⁽³⁾を著わし、現に大日本続藏經に収録される。「簡正」という書名は「以_ニ思_ニ抉_ニ力_ニ故去_ニ邪說_ニ而簡_ニ取正義⁽⁴⁾」という主旨によるものであると贊寧はいっている。景霄自身も「吳越國長講律師臨壇賜紫清涼大師景肖纂⁽⁵⁾」と記して堂々たる自信のほどを示している。

なお本書の撰者名について注意すべきことは、卷一では景肖とし、卷二・三・四・十は景霄とし、卷五・七・八・九・十一・十二・十三・十四・十五・十七は景曹とし、卷十六は景曾とし、清涼大師で終るものに卷六があるという具合で、撰者名が不統一である。このことは後梁の龍德二年（九二二）、後唐の清泰元年（九三⁽⁷⁾四）、後晋の天福三年（九三⁽⁸⁾八）に、それぞれ書写したことを明記しているから、伝写の間に誤りを生じたものと思われる。

「簡正記」の目次は次の通りである。

卷第二 次判釈科条 釈鈔題目一十一字
卷第三 累鈔總序畢別序第一門

卷第四 累別序第二門畢第十門

卷第五 徒標宗篇畢受欲篇

卷第六 徒羯磨篇畢結界篇

卷第七 徒僧綱篇畢師資篇

卷第八 徒說戒篇畢自恣篇

卷第九 徒名報篇畢釈相篇六趣音

卷第十 徒七衆發戒章畢二不定戒

卷第十一 徒三十戒畢九十戒中三十戒

卷第十二 徒九十戒中三十一戒畢隨戒篇

卷第十三 徒持犯篇首至第六優劣畢

卷第十四 徒第七雜料簡門畢持犯篇

卷第十五 徒懺六聚篇畢二之篇

卷第十六 徒四藥篇畢諸雜要行篇

卷第十七 徒沙弥篇畢伝通分⁽⁹⁾

卷第十八 徒說戒篇畢自恣篇

卷第十九 徒名報篇畢釈相篇六趣音

卷第二十 徒七衆發戒章畢二不定戒

卷第二十一 徒三十戒畢九十戒中三十戒

卷第二十二 徒九十戒中三十一戒畢隨戒篇

卷第二十三 徒持犯篇首至第六優劣畢

卷第二十四 徒第七雜料簡門畢持犯篇

卷第二十五 徒懺六聚篇畢二之篇

卷第二十六 徒四藥篇畢諸雜要行篇

卷第二十七 徒沙弥篇畢伝通分⁽⁹⁾

自巨唐貞觀之後、製造章記四十余家。而條貫極繁、篇軸兼盛。欲遍披討、難究源流。但景肖夙飲化緣功承稟訓。輒簡諸多正義、編集成之。庶後學徒、俾其福用云爾。⁽¹⁰⁾

といつてはいる。そしてさらに卷一では「立章料簡」として、

(1)能説の教主釈尊について、大小二乘の立場から三身を説き、
(2)所説の教藏について、經律論の三藏を明し、

(3)結集、五師（迦葉・阿難・末田地・商那和修・優波鞠多）任持、五部二十部の分裂の事情を説き、

(4)四分律の翻訳と講律の由来

の四項について詳説している。卷二では「判釈科条、廣弁教之文義」といって、四分律と行事鈔の分科についてのべ、四分律については、

大僧戒本為初分、尼律下為第二分、安居犍度下為第三分、房舍犍度下為四分⁽¹¹⁾。

といひ、次に道安法師の序分・正宗分・流通分の三分科法によつて「行事鈔」を分類し、

以總別両序為序分、標宗已下二十九篇為正宗。諸部別行一篇、為勸學流通、其理不然。広如別破、或依搜玄將三十篇為正宗。即無流通。今依顯正科為三段。前二與玄同、第三將後批文。為付囑流通⁽¹²⁾。

通分⁽¹³⁾。

といひ、さらに、

今既判三十篇、齊号正宗。須分兩意。前二十九篇是四分律師行四分之事正宗。第三十篇是四分律師行他部之事正宗。賓主二途條然分曉也。

といつてはいる。そして續いて「四分律刪繁補闕行事鈔」 京兆崇義寺沙門釈道宣撰述」という題名と撰号の字句について、一々詳細な解説を行なつてはいる。

第三卷では「行事鈔」の卷頭にある道宣の序文即ち、夫戒德難思、冠超衆象、為五乘之軌導。……中略……更以十門例

括方鏡曉遠⁽¹⁴⁾

までに及ぶ総序と、別序の始まりである「第一序教興意」⁽¹⁵⁾だけを註釈している。第四巻は別序の「第二制教輕重意」⁽¹⁶⁾から終りまで、第五巻以下は前記の目次で示したように、行事鈔三十篇を詳細に註釈している。

(3) 宋 德殷律師

「律苑僧宝伝」卷八に僅か三行ほどの伝がある。それによると生卒年代は詳らかでないが、婺州（浙江省金華県治）で守言律師に受学して戒律を精究し、当時の教界に名を走せていた。「行事鈔手鏡記」の著があり、法嗣として処明・宗日の二人がいる。

以上、守言闍梨とその門下についてのべたが、丹丘仏教界の第一人者であり、南山律宗の第八祖としての守言を中心とする講律活動は、丹丘・婺州・臨安を拠点に幅広く展開し、道俗に持戒持律の生活を徹底させたことが窺えるのである。かれらが六十家の一人として戒律研究に従事した成果は、それぞれ著書によつて知ることができるが、景霄の「行事鈔簡正記」は幸にも現存しており、それによつて当時の戒律研究が相当高い水準であったことが知られるのである。

〔註〕

(1) 律宗瓊鑑章（大日本佛教全書卷一〇五、十一頁）

(2) 律苑僧宝伝卷八（同卷一〇五、九六頁）

(3) 伝記資料はみな「二十巻」とするが、仏書解説大辞典及び大

日本統藏經所収の「簡正記」は十七巻とす。

(4) 宋高僧伝卷十六（大正五〇、八一〇頁上）

(5) 行事鈔簡正記（統藏經第一輯第六十八套第一冊五四頁）

(6) 同卷十三（同上、四一〇頁）

(7) 同卷十六（同上、五一一页）

(8) 同卷二（同上、八十三頁）

(9) 同卷一（同上、五十四頁）

(10) 同卷一（同上、五十四頁）

(11) 同卷一（同上、七十五頁）

(12) 同卷二（同上、七十五頁）

(13) 同卷二（同上、七十六頁）

(14) 行事鈔（大正四〇、一頁上）

(15) 同上（同四〇、一頁下）

(16) 同上（同四〇、二頁上）

(九) 法榮律師門下

凝然の「律宗瓊鑑章」によると、

第十祖法北宋律師隨無外、通悟律藏。彼同門有德明律師^{作正、音義指}贊寧律師^{帰三卷}並法門之領袖也。稟法于北宋。洞達宗致。有普濟律師^{一集解記十二卷、解南山鈔}。

とある。この中、第十祖法北宋律師について、「伝律図源解集上」⁽²⁾大唐の部に掲げている師資の法系を図示したのによると、「無外律師（第九代）—法北宋法榮律師（第十代）—処雲律

師（第十一代）」とあるから、法北宋律師とは法榮律師を指すことは明らかである。

法榮律師の伝は「律苑僧宝伝」卷八にある。伝によると姓氏・生卒年代は詳らかでないが、人となりは穎敏で氣象はすぐれ、爽やかに抜きん出でていた。出家してより戒品を学び、無外律師の弟子となり、諸部の律藏の蘊奥を究めた。弟子以外にも英豪の士は甚だ多かつたが、法榮の右に出る者は稀であつた。すでに師より仏法の奥義を嗣いで弟子となり、のち有名な寺院に拠り、その声彩を發揮したので道俗はかれを敬仰した。普濟・徳明・洪信・文酒等の龍象がその門に出たが、六十家に入る者は普濟・徳明の二人である。

(1) 宋 処雲律師

「律苑僧宝伝」卷八に三行ほどの簡単な伝がみえるのみである。族姓・生卒年代は詳らかでないが、「行事鈔諸家記標目」によると、「宋杭州處雲律師」とあるから、杭州（浙江省）で講律に活躍した律僧であつたことが明らかである。

処雲の名は法榮律師の弟子の中には見えないが、「律苑僧宝伝」では「宋法榮處雲二律師伝」と併記して、「處雲律師得法于法榮律師⁽⁴⁾」と記している。聰明穎悟で南山律宗を展せしめ、「行事鈔拾遺記」を撰述した。嗣法の上首に択梧律師がいる。

(2) 宋 択梧律師

択梧律師は直接には法榮律師の弟子と見做すことはできないが、前述の處雲の弟子であるから、一応法榮系統として取扱つておくことにする。「律苑僧宝伝」卷八に択梧の簡単な伝がある。それによると、択梧は杭州で活躍した律師で、処雲律師に受法し、南山律関係の諸書はみなその奥義を極め、声望は遠くまで伝わり、学者はみな彼を敬服したといわれて云々である。⁽⁵⁾ 「行事鈔義苑記」七卷を著わし、嗣法の弟子に允堪・法明・惟則等がいる。南山律宗の第十二祖として法系にその名をとどめている。

(3) 宋越州普濟律師

「律苑僧宝伝」卷八に僅か三行ほどの伝がある。法榮律師の門人として越州で講律に活躍した。生まれつき才能に恵まれ、律学における研究業績は優れていたが、「行事鈔」の研究にかけては特に意を用いていた。「行事鈔集解記」十二巻の著がある。

(4) 宋昇州徳明律師

「律苑僧宝伝」卷八に僅か二行の簡単な伝があるのみである。生卒年代は詳らかでない。法榮律師の弟子として昇州（江蘇省江寧県）に住し、律部に博通して同輩を圧していた。「律宗瓊鑑章」では處雲と同学であるという。「行事鈔正言記」十巻の著がある。

(5) 宋京兆左街天寿寺贊寧律師

「仏祖統紀」卷四十四、「仏祖歴代通載」卷十八、「釈氏稽古略」卷四、「釈門正統」卷三、「律苑僧宝伝」卷八等に伝がある。

贊寧（九一九一一〇〇二）は浙江省湖州德清県の出身で、後唐の天成年中（九二六一九一九）、杭州の祥符寺で出家し、清泰（九三四一九三六）の初め天台山で受具した。博く三藏を研究めたが、とくに南山律に精しく、時人は律虎と呼んだ。仏教学の外に儒老百家の書に通じ、文名をもつて頭角を現わすに至つた。吳越の忠懿王の信望を得てより、吳越の監壇・副僧録・両浙僧統に推され、吳越仏教の興隆に尽した功によつて、明義宗文大師号を贈られた。

宋が都を汴京（開封）に定め、国力も充実し、四隣を制圧する形勢が濃厚になるや、吳越王錢俶は太平興國三年（九七六）五月に、その全領土を挙げて宋に販服した。太宗は贊寧の名声を聞き、召して滋福殿で種々下問した際、奏対旨に称い、ために方服や通慧大師号を賜わった。その後、贊寧は太宗の信任をえて左街天寿寺主となり、ついで咸平元年（九九八）汴京右街僧録を命ぜられ、同二年左街僧録となり、四年八十二歳で示寂した。

贊寧は史学者として、或は僧官として、学界や仏教界に手腕を振つたが、戒律に関しては南山律宗の系統にぞくする。⁽⁶⁾かれの「行事鈔音義指版」三巻が当時の教界に普及したとい

うから、律の権威者として令名を走せていたことが知られる。

上述のように南山律宗第十祖の法榮律師とその系統の弟子五名の戒律研究が、杭州・越州・昇州・汴京を中心に南北の地で行なわれており、とくに「宋高僧伝」の著者贊寧自身が明律僧として活躍し、南山道宣の戒学の伝統を承受しながら独自の見解を示した著書を残し、当時の教界に相当な影響力をもつていたことが伝によつて知られる。とくに贊寧の出現は、江南における南山教学を北地開封に展開させ、黃巢の乱以後、沈滯していた長安西明寺の「行事鈔」研究に新たな生命を投げかけたことは注目すべき現象であった。

〔註〕

(1) 律宗瓊鑑章（大日本佛教全書卷一〇五、十一頁）

(2) 伝律図源解集上（大日本佛教全書卷一〇五、十五頁）

(3) 行事鈔諸家記標目（大日本統藏經第一輯第七〇套第一冊一〇

一頁）

(4) 律苑僧宝伝卷八（大日本佛教全書卷一〇五、九九頁上）

(5) 伝律図源解集上は「十卷」とす。（前掲書十五頁）

(6) 望月仏教大辞典卷四、四〇〇〇頁中に「栄の門より処雲（一説処恒）・贊寧・普濟・徳明等を出す」という。また徳田明本著「律宗概論」では「希覚と共に法栄に受法す」（五一七頁）という。

(十) 宋 択梧律師門下

凝然の「律宗瓊鑑章」や「律苑僧寶伝」卷八にしたがつて、択梧律師とその門下の法系まで含めて考察する。択梧の弟子には允堪・法明・惟則等がいることはすでに述べたが、六十家として名を連ねる者は允堪のみである。

(1) 宋 錢塘菩提寺允堪律師

伝は「仏祖統紀」卷二十九、「択氏稽古略」卷四、「律苑僧寶伝」卷八にみえる。伝によると允堪律師（一〇〇五—一〇六一）は錢塘（浙江省）の出身で、天台慧思に就いて剃髪し、択梧律師の会下に入つて得度し、諸宗の教學に該通したが、とくに律部に精しかつた。宋の仁宗の慶歴年間（一〇四一—一〇六一）に郷里の西湖菩提寺で講律の際には、道俗は奔萃して聽講したと伝えてい。宋代の寺院は道元禪師が「宝慶記」でのべているように、律院・禪院・教院・徒弟院の四種があつたようであるが、戒學を専門とする律院が公認されていたのであるから、そこでは講律授戒はもとより、戒律遵守の如法な生活が行なわれていたと思われる。慶歴・皇祐（一〇四一—一〇五四）以来、允堪は杭州の大昭慶寺、蘇州の開元寺、秀州の精嚴寺等に戒壇を建てて度僧し、聖壽を祝延したというから、これらの寺院はおそらく律院的性格のものであつたと解してもよからう。

(2) 宋 温州文博律師

凝然は「律宗瓊鑑章」で文博について「師承不勘」といつているが、「律苑僧寶伝」卷八では「温州有_ニ律師一名文博、不_レ詳_ニ姓氏。択其律師之門人也⁽¹⁾」とある。温州（浙江省永嘉県）で講律に從事し、「行事鈔簡正記」の著があるということしか知ることができない。

(3) 宋 靈芝崇福寺元照律師

元照の伝は「択門正統」卷八、「仏祖統紀」卷二十九、「仏祖歷代通載」卷十九、「択氏稽古略」卷四、「律苑僧寶伝」卷九等にある。それによると元照は「嗣_ニ択其律師_ニ南山十五世之孫也⁽²⁾」という。浙江省杭州錢塘縣の出身で、はじめ祥符（河南省開封県）の東藏慧鑒律師に就いて出家し、受具の後は専ら戒律を学んだが、明師のないことを常に憂えていた。たまたま神悟謙法師が宝閣寺で天台教學を唱導していたので、択瑛と共に参謁した。「謙一見喜動_ニ眉睫_ニ甚器_レ之。師亦喜

日、此真吾師矣。⁽³⁾」と初相見の模様を伝えている。謙法師の下での参考について、

請居ニ座下。風雨寒暑、日行數里。謙毎レ升ニ講座、必待ニ師至。或少後、衆以レ過レ時為レ請。謙曰、聽講人未レ至。其愛レ之若レ此。師欲下棄ニ所習⁽⁴⁾而依隨^ち之。

といつて、このとき謙法師は、

近世律道寢微、無三人扶起。蓋下明ニ法華^{以弘中四分上}⁽⁵⁾。

といって、元照に戒学の目標を訓えた。元照は師の言によつて博く諸宗を究めたが、その学は戒律を基本としているが、

錢塘(浙江省)に居住した関係で、自然と天台の諸師と交流する機会をえ、天台圓宗の意をもつて南山の元意を推明することに努めたから、かれの戒学には台律兼修の立場が顯著である。このほか淨土教学にも独自の見解を示して、戒淨一致を主張するなど、他宗への接近がみられるのである。またこの頃、禪宗の伝統説が成立したのに刺戟されて、律宗においても法明・懷顥の五祖説、守仁・允堪の七祖説、仁岳の十祖説など種々な伝統説があつたが、元照が元豐四年(一〇八一)九月に「南山律宗祖承図録」一巻を著わしたことにより、四分律宗の九祖伝統説が成立するに至つた。このように元照の幅広い活躍は南山律宗の展開の上で注目すべき功績を残している。

上述のような元照の戒学の性格は、かれの著「行事鈔資持

記」四十二巻によく示されているが、それは同門の允堪と説の異なるところがあるため、資持宗・会正宗の名でよばれていた。これについて凝然は「律宗瓊鑑章」で、

元照律師作^{資持記等}。門葉繁昌。受學弥廣、流^{行日下}。号^{資持}宗^一。与^三前會正^二家並行。後代至^レ今資持獨歩⁽⁸⁾。

といつて、とにかくこの允堪・元照の二人によつて律宗は大いに栄え、「行事鈔」の研究に拍車をかけたのである。現存する「行事鈔資持記」の目次を掲げると次の通りである。

卷第 一之上序、釈行事鈔序 肖像十門^{止第丙}

卷第 二之上十門之余

卷第 三之上標宗顯德篇第一

卷第 四之上集僧通局第二、足數衆相篇第三^{別衆法附}

卷第 五之上受欲是非篇第四、通弁羯磨篇第五

卷第 六之上結界方法篇第六

卷第 七之上僧綱大綱篇第七

卷第 八之上受戒緣集篇第八

卷第 九之上受戒緣集篇之余^{捨戒六念法附}

卷第 十之上說戒正儀篇第十

卷第 十一之上安居策修篇第十一^{法附}

卷第 十二之上自在宗要篇第十二^{迦縛那衣法附}

卷第 十三之上篇聚名報篇第十三

卷第 十四之中隨戒釈相篇第十四^{別釈四中第一戒行第二戒體}

卷第 十五之中隨戒釈相篇之余^{第三戒行}

卷第十七	中一之四	随戒积相篇之余	第四戒相中
卷第十八	中二之五	随戒积相篇之余	四波罗夷之余
卷第十九	中二之一	随戒积相篇之余	十三僧残二十不定
卷第二十	中二之二	随戒积相篇之余	三十捨墮中初戒至十戒
卷第二十一	中二之三	随戒积相篇之余	三十六捨墮中自初戒至十四戒
卷第二十二	中三之一	随戒积相篇之余	五十单提中自九戒至六十戒
卷第二十三	中三之二	随戒积相篇之余	九十单提中自九戒至三十七戒
卷第二十四	中三之三	随戒积相篇之余	九十五单提中自八戒至六十四戒
卷第二十五	中三之四	随戒积相篇之余	八戒至六十四戒提舍尼百衆学
卷第二十六	中四之一	持犯方軌篇第十五	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第二十七	中四之二	持犯方軌篇第十五	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第二十八	中四之三	餓六聚法篇第十六	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第二十九	中四之四	餓六聚法篇之余	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第三十二	下一之二	二衣總別篇第十七	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第三十一	下一之二	二衣總別篇之余	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第三十三	下一之二	四藥受淨篇第十八	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第三十四	下一之二	四藥受淨篇之余	三十單提中自九戒至三十七戒
卷第三十五	下二之三	鉢器制聽篇第十九	第五行房舍度衆具法附
卷第三十六	下二之三	對施与治篇第二十	立像造法附
卷第三十七	下二之三	頭陀行儀篇第二十一	第二十二
卷第三十八	下二之三	僧像致敬篇第二十二	寺法附
卷第三十九	下三之四	計請設則篇第二十三	
主客相待篇第二十五	四儀	道俗化方篇第二十四	

元照は序文において、

歷三觀往古述作、凡五十多家名

といって、「行事鈔」を解釈するに当つて、伝統的解釈を踏襲するのみでなく、一家言を表白するという自信のほどを示した。そして自分の解釈が「異^ニ昔伝」の独自のものとして、南山律宗の標準要綱を五項目によつて解説するとして、つぎの五つの立場を掲げている。

一日定△宗、二謂弁△宗、三叙△引用、四明△對立、五示△闕疑。⁽¹¹⁾

薩婆多論師の実宗の意に依つて、仮宗である曇無德部の四分律宗を解釈するのは、多く「宗骨顛倒理味差僻」という誤りを犯している。それゆえ後学者のためにも、かれらの説く教義を是正しなければならない。そのためには、

唯飯_ニ律_ニ藏_ニ語レ行則專拠戒科、決持犯之重輕。建僧宗之軌範。⁽¹²⁾

主客相待篇第二十五

卷第十四下四之一瞻病送終篇第二十六
卷第十一下四之二諸雜要行篇第二十七謂出世正比丘所依
卷第四十二下四之三沙弥別行篇第二十八
尼衆別行篇第二十九
諸部別行篇第三十9

以上

第二の弁宗では、小乗教である薩婆多部の実法宗、過分小乗教としての曇無德部の仮名宗、終窮大乗教としての法華涅槃の円教宗を判別し、四分律宗は仮宗に当り、

深有_ニ兼_レ浅之能、故旁収_ニ有部、教蘊_ニ分通之義、故終会_ニ円乘_ニ。⁽¹³⁾するものであるといつてある。

第三の引用においては、文献引用の態度をのべたもので、

昔の人は文献引用に一定の法則というものがなく、ただ

全写_ニ經論、或具錄_ニ祖乘、或汎列_ニ儒書、或多授_ニ字解_ニ。⁽¹⁴⁾

ものであつて、それらは多くは「行事鈔」の本旨に乖き、真宗を穢すものであつた。このため「行事鈔」の註釈に当つて経律論の三蔵、道宣の著作類、儒書を引用するについて、

但撮要示レ之、令レ知_ニ所出。及レ論_ニ字体_ニ多從_ニ義訓、兼復通依_ニ衆典_ニ、不_ニ必專拋_ニ字書_ニ。⁽¹⁵⁾

という方針を立てるのであるとした。

第四の破立では「慈訓遠流、伝迷弥衆、考_ニ教義_ニ則綱領俱喪」える古釈の誤りを破し、正義を顯わすについて、

略指使_ニ理有_ニ所飯、逐_ニ事争_ニ鋒甚非_ニ今意_ニ。⁽¹⁶⁾

という姿勢を示している。

第五の闕疑では、この「行事鈔」は大体「詞簡事周」であるから、浅識寡聞の者の通曉し難いところがある。それゆえ但標日_ニ未詳、或且俱存_ニ衆説、或擬_ニ尋_ニ文拋、或俟_ニ後講磨_ニ。⁽¹⁷⁾

といふのである。

右のような五項目に留意して「行事鈔」を考察し註解しているが、それは「資持記」の註解が微に入り細にわたる学究的な労作であつたからであり、「行事鈔」研究者にとっては第一級の参考書として、洛陽の紙価を高からしめた名著であつたからである。

元照にはこのほかに「戒疏行宗記」二十一卷、「業疏濟縁記」二十二卷の著があり、律宗教学史上に輝かしい金字塔を打ち立てたのであつた。かれは平素「生弘_ニ律範、死飯_ニ安養、平生所_レ得唯一_ニ法門」といつていたといふ。果してこの言のように、一は律宗の弘宣に努め、他は趙宋時代における淨土教学の樹立に功績を残したのであつた。かれが多くの著述を残したもの「化_ニ當世_ニ無_レ如_ニ講説、垂_ニ将来_ニ莫_レ若_ニ著書_ニ」⁽¹⁹⁾という確乎たる信念があつたからに外ならない。

以上考察したように、撰悟一門の活躍した頃から、四分律宗と天台教学との接触が濃厚になり、天台円教の立場から戒律の解釈が行われるようになり、戒律思想史上新たな展開があつたことは注目すべきことである。こうした撰悟門下の戒学の弘通した地域は、主として浙江省の秀州・杭州・温州・雷峯・錢塘、江蘇省の蘇州などで行われた授戒や講律によつて、道俗信者に持戒持律の宗教生活の真価が浸透するようになり、衰微しかけた南山律宗の命脈を振興せしめることがで

きたのである。

〔註〕

- (1) 律苑僧宝伝卷八 (大日本佛教全書卷一〇五、一〇〇頁)
- (2) 同卷九 (同、一〇三頁)
- (3) 同上 (同、一〇三頁)
- (4) (5) 同上 (同、一〇三頁)
- (6) 律宗新学名句卷下に次のような諸説をあげている。「諸師立祖不同」

(1) 三衢法明律師立五祖

一波離、二法正、三覺明、四智首、五南山。

(2) 曹谿仁岳法師立十祖

一法時、二法正、三覺明、四法聰、五道覆、六慧光、七道雲、

八道法、九智首、十南山。

(3) 錢塘守仁法師立七祖

一波離、二法正、三覺明、四法聰、五智首、六南山、七增輝

記主。

(4) 天台允堪律師立七祖

一波離、二法正、三覺明、四曇諦、五法聰、六智首、七南山。

(5) 余杭元照律師立九祖

一法王、二法時、三法聰、四道覆、五慧光、六道雲、七道洪、
八智首、九南山。

(6) 錢唐懷顥律師立五祖

一法正、二法聰、三道覆、四智首、五南山。 (続藏經第十套)

第四冊三四二頁)

(7) 芝園遺編卷下 (続藏經第十瓊第三冊二八五頁)

- (8) 律宗瓊鑑章 (大日本佛教全書卷一〇五、十三頁)
- (9) 四分律行事鈔資持記卷一 (続藏經第六九套第一冊六九頁一七〇頁)
- (10) (11) (12) (13) 同上 (大正四〇、一五七頁中)
- (14) (15) (16) 同上 (大正四〇、一五七頁下)
- (17) 同上 (大正四〇、一五八頁上)
- (18) 仏祖統紀卷二九 (大正四九、二九七頁下)
- (19) 律苑僧宝伝卷九、元照伝 (大日本佛教全書卷一〇五、一〇四頁)

十一 師承関係不明の律師

凝然は「律宗瓊鑑章」で、

覚熙律師作^ニ指忌記五卷[。] 清儼律師造^ニ集義記[。] 崇義律師述^ニ鈔音訓[。] 立律師作^ニ鈔記解[。] 此之四人師承可^レ檢⁽¹⁾。

といつており、「律苑僧宝伝」も上記四人の独立の伝を掲げながらも、師承関係については一言もふれていない。だがこの四人は何れも五代の後唐時代（九二三—九三六）に活躍した律師であり、凝然も南山律宗の第九祖無外律師と、第十祖法榮律師の間に存した人物として取扱っているから、同時代の律師として取扱うべきであろう。

いま四人の伝の全文を「律苑僧宝伝」卷八によつて掲げる
と、次の通りである。

(1) 後唐覺熙律師

杭州律師覺熙、未詳其姓氏。學行高邁、名播縉林。作事鈔指志記。乃六十家之一也。

(2) 後唐清儼律師

洪州清儼律師、才慧不群。博達律部、特粹事鈔。著為集義記、發其幽隕。師亦六十家之一也。

(3) 後唐崇義律師

越州有律師。名崇義。既持律範、尤於事鈔。有所深造。因述記以解之。行于時。師亦六十家之一也。

(4) 後唐立律師

立律師者不知何許人。博學多識。精於毘尼。聲名炳著。著事鈔記若干卷。乃六十家之一也。

いずれにしてもこの四人は、「行事鈔」の註釈書を著わしたほどの学者であり、杭州（浙江省治）、越州（浙江省紹興県治）、洪州（江西省南昌県）における戒律の權威者として、教団で重視されていたことは事実であろう。まして六十家の一人として、僧伝に名を連ねているほどの人物であるから、南山律の研究者としてかれらの著述が「行于時」という記述も当然のことであろう。

〔註〕

- (1) 律宗瓊鑑章（大日本佛教全書卷一〇五、十一頁）
(2) 律苑僧宝伝卷八（同、九七頁）

四

おわりに

上述のように「行事鈔」の研究者六十人の傳を中心に、そ

の周辺を考察した。思うにこの六十家説の成立は、北宋真宗の景德元年（一〇〇四）に撰述された「景德傳燈錄」や、仁宗の嘉祐六年（一〇六二）に契嵩（一〇〇七—一〇七二）撰述の「伝法正宗記」などによつて、禪宗における伝燈説が成立したのに影響をうけ、律宗においても種々の伝統説が主張されるようになった。北宋哲宗の紹興元年（一〇九四）に惟顥が編集した「律宗新學名句」卷下には、「前代章記解釈事鈔共六十家」⁽¹⁾として、六十家の名が列記されているから、惟顥のころには六十家説が定説として伝えられていたことが知られる。

六十家は夫ぞれ「行事鈔」の註釈書を撰述して、道宣以来の戒学の伝統を守つてきたが、宋代になると、この時代の仏教の特色ともいえる教・禪・淨・律の四宗兼学の宗風におされ、「行事鈔」の解釈も種々に屈折しながら、出家教団における生活規範として、時代に即応した解釈が与えられるようになったことが、かれらの伝記から汲みとることができる。

「行事鈔」は唐の高祖の武德九年（六二六）に初稿が成り、貞觀四年（六三〇）又は貞觀八年（六三四）に重修されて完成したといわれる。⁽²⁾六十家説によると「行事鈔」の研究は、道宣門下の大慈律師の頃には行なわれていたようである。即ち前述のように、乾封（六六六—六六七）年中に、西明寺で道宣の法席にいた靈験が、文綱や大慈に親近したというから、道宣

の生存中にはすでにその門下の間で「行事鈔」の研究が行われており、大慈がその第一人者として名をとどめるに至ったことが知られる。いま六十人の律師たちが弘律活動に専念した地域を省別に示すと、大凡そつぎの通りである

陝西省	長安	京兆	下邽
山西省	蒲州	西河	
山東省	閔要鎮		
河南省	汴京	祥符	長水
安徽省	淮南		
江蘇省	揚州	廣陵	潤州
	支硎山	秀州	鍾山
	蘇州	杭州	上元
	南嶽	臨安	昇州
		富陽	建康
		錢塘	常州
		雷峰	晉
浙江省	湖州	衡山	
	稽州	明州	
	嘉州	天台山	
	溫州	丹邱	
		金華	
		婺州	
		信安	
		永	
湖北省	荊州	當陽山	
江西省	洪州	鍾陵	
福建省	泉州		
四川省	閩州		

これらの地名を点と線で結ぶと、すでに拙稿の「中国の仏教受容期における戒律の普及状況」⁽³⁾で考察したように、南北朝

時代に四大広律が中国の全域に伝播した際に開拓されたルートであり、拠点を中心をなしている。これらの第一次拠点では、四大広律のいずれかに基づいて種々の宗教儀礼が行われていた処であることは明らかである。このようすでに戒律への地ならしが行われていた地域に「行事鈔」の研究を通して、南山律宗の勢力を弘めようと努めた律師たちの活動が実って、中国出家教団における戒律の主流が、四分律によつて統一されるようになったことは注目すべきことである。

六十家の弘律の拠点は、いずれもその地方の政治・経済・文化の中心地であり、為政者や高級官僚の外護により、第二次・第三次拠点の確保へと地方的発展をみたのである。それは幸か不幸か、安史の乱や黄巢の乱という国家的大事変が契機となつて具体化したものであり、これまでの仏教の都市集中型から地方分散型へと移行せざるをえなかつた四回の状況によつて、持戒持律の宗教的生活を、各地の庶民大衆の心に植えつける上で、大きな役割を果したことを見逃すことはできない。

〔註〕

- (1) 律宗新学名句（続藏經第十卷第四冊三三六頁）
- (2) 四分律刪繁補闕行事鈔解題参照（西本龍山、國訳一切經律疏部一）

これら地名を点と線で結ぶと、すでに拙稿の「中国の仏教受容期における戒律の普及状況」⁽³⁾で考察したように、南北朝

(3) 国訳一切經印度撰述部月報、「三藏集」第二輯所収参照。